

厳しい冬に向け、除雪の準備が整いました！

～旭川道路事務所で除雪出陣式を開催します～

旭川開発建設部 旭川道路事務所では、冬期間の道路交通の安全確保を図るため、除雪機械を除雪基地へ配備し除雪体制を整えることに併せて、除雪出陣式を下記のとおり開催しますので、お知らせします。

本出陣式は、本格的な降雪期を迎えるにあたり、旭川道路事務所管内の国道延長約 308 km の冬期間における道路交通の安全確保を図るため、除雪機械を各除雪基地へ配備し、除雪体制を整えることに併せて除雪出陣式を開催するものです。

記

- 1 日 時 令和 2 年 1 0 月 1 2 日 (月) 11:00～11:30 (雨天決行)
- 2 場 所 旭川道路事務所構内 (旭川市神楽^{あさひかわ}1条6丁目^{かぐら})
- 3 内 容 別紙のとおり

- ・当日の天候により、除雪出陣式の内容が変更、又は延期となる場合があります。
- ・取材を希望される方は、10月8日(木)17:00までに問合せ先へ御連絡願います。
- ・新型コロナウイルス感染予防対策のため、取材の際はマスク等の着用をお願いいたします。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 旭川開発建設部

旭川道路事務所 所 長 ^{おの} ^{でら} ^{ひと}
小野寺 仁 電話 0166-61-0136

旭川道路事務所 第1工務課長 ^{うめつ} ^{たかし}
梅津 隆 電話 0166-61-0136

旭川開発建設部ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/as/>

旭川開発建設部公式 Twitter アカウント @mlit_hkd_as



旭川道路事務所 除雪出陣式の概要

旭川道路事務所では、本格的な降雪期を迎えるにあたり、冬期間の道路交通の安全確保を図るため、除雪機械を各除雪基地へ配備し、旭川道路事務所管内における除雪体制を整えることに併せて、除雪出陣式を開催します。

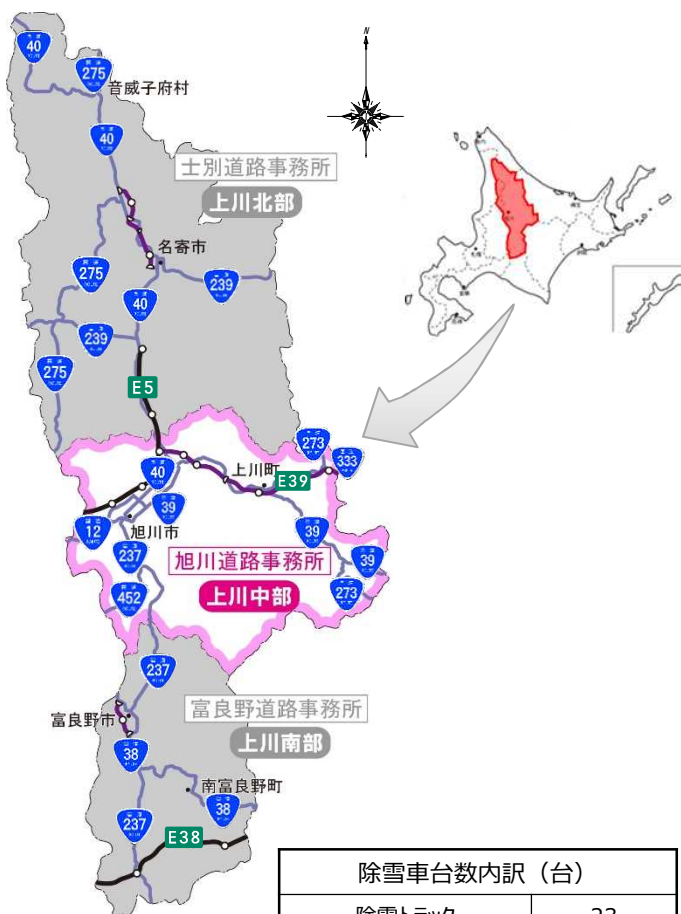
開催場所



旭川道路事務所管内の除雪体制

国道12号、39号、40号、237号、273号、333号、452号、E39（旭川・紋別自動車道）の計8路線、総延長約308kmを維持管理しています。

これらの国道における除雪作業を、除雪基地7箇所全62台の除雪車で従事しております。



除雪出陣式の流れ

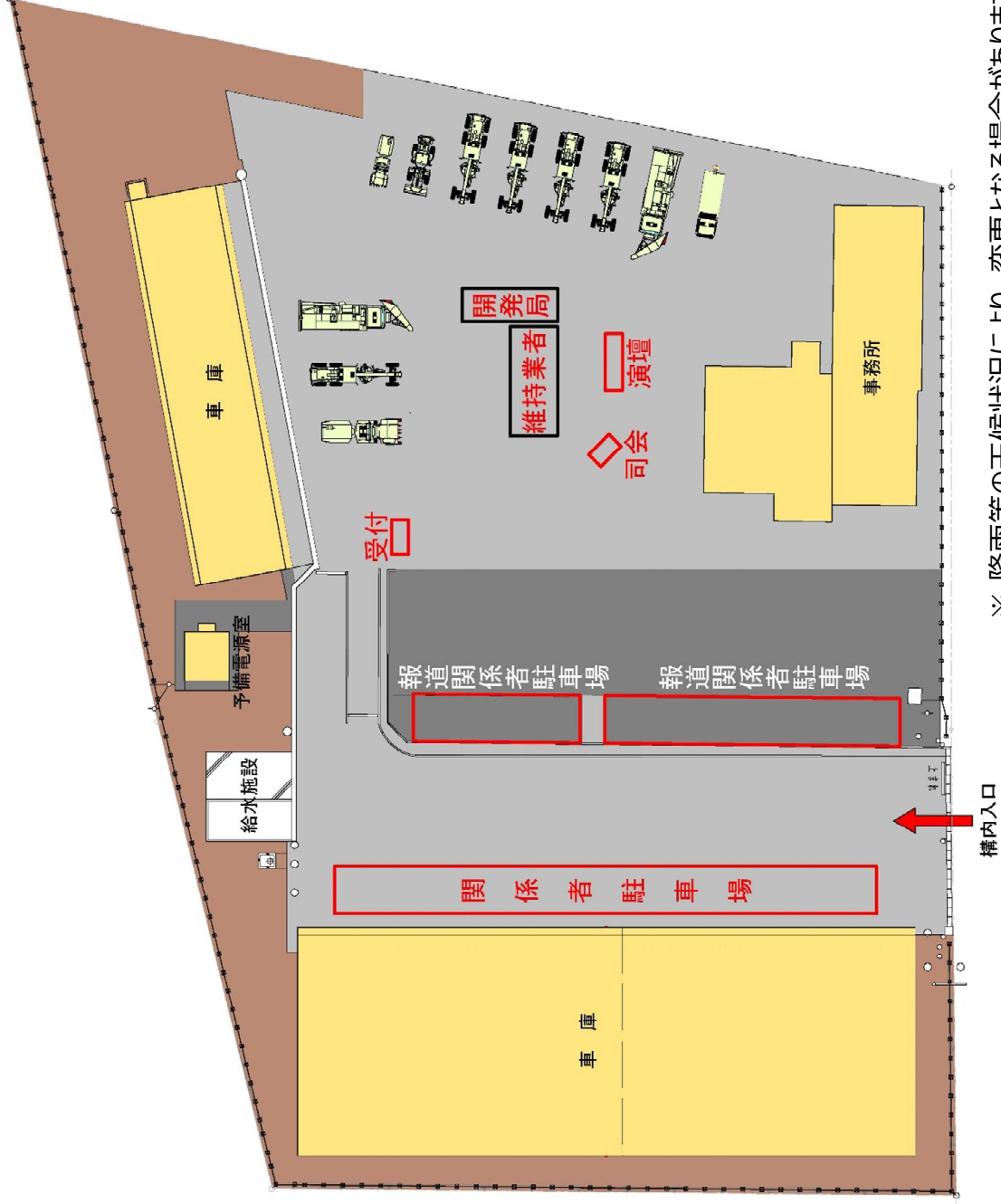
- 11:00 出陣式開会の挨拶・訓示
- 11:10 除雪作業の安全対策の説明
- 11:15 除雪車の運転前点検について
- 11:25 除雪作業の安全宣言
- 11:30 閉会
(11:30 安全祈願祭 受注者主催)

※ソーシャルディスタンスの確保、マスク等の着用により、新型コロナウイルス感染予防対策を実施し、除雪出陣式を行います。

除雪車台数内訳 (台)

除雪トラック	23
除雪グレーダー	11
ロータリー除雪車	7
小形除雪車	6
凍結防止剤散布車	9
除雪ドーザ	6
合計	62

除雪出陣式の会場レイアウト (旭川道路事務所)



※ 降雨等の天候状況により、変更となる場合があります。

除雪作業と除雪機械の概要

新雪除雪

多くの雪が降った場合、車道に降り積もった雪を道路脇へ寄せます。

除雪トラックや除雪グレーダーにより路側や路外に雪を寄せるほか、除雪ドーザにより交差点などを除雪します。



<除雪トラック>



<除雪ドーザ>

路面整正

路面に凸凹やわだちができた場合、路面を平坦にし、車を走りやすくします。

除雪トラックや除雪グレーダーで、路面の圧雪や氷板を削り取り、車の走行に必要な幅員と路面の平坦性を確保します。



<除雪グレーダー>

歩道除雪

歩道に雪が降り積もった場合、歩行者が歩けるように、通勤・通学の時間帯前に除雪します。

小形除雪車に装備したロータリ装置やブレード装置により、歩道部に降り積もった雪を除雪します。



<小形除雪車>

除雪作業と除雪機械の概要

運搬排雪

除雪作業により道路脇に雪が高く積み上がった場合、次の降雪に備えて排雪します。

道路脇に高く積み上がった雪山（雪堤）をロータリ除雪車で切り崩して、ダンプトラックに積み込み、雪堆積場等へ運搬します。



<ロータリ除雪車>

凍結防止剤等散布

氷板や圧雪アイスバーンなどのツルツル路面が発生する場合、凍結防止剤などを散布してツルツル路面の解消を図ります。

凍結防止剤散布車により、交差点部などのツルツル路面において凍結防止剤（塩化ナトリウム等）や防滑材（砂）を散布します。



<凍結防止剤散布車>

効率的な除雪作業を行うため、ご協力をお願いします

1. 市街部の除雪作業は、快適・安全な朝の通勤通学のため、交通量の少ない深夜から早朝にかけて作業を行いますので、除雪作業に伴う振動や騒音の発生についてご了承ください。
2. 路上駐車は、円滑な除雪作業の妨げになりますので、ご遠慮ください。
3. 車道や歩道への雪出しは、交通事故や道路障害の原因となりますので、ご遠慮ください。
4. 大型の除雪機械により除雪作業を行うため、玄関前等に一部の雪が残ることがあります。除雪作業後の残雪処理は、各ご家庭等、ご使用者にて実施していただくよう、ご協力をお願いします。
5. 市街部の交差点、郊外部の坂などに砂箱を設置しています。路面が凍結している場合などには、砂まきにご協力をお願いします。